

## 議会議案第一号

### 石川県議会委員会条例の一部を改正する条例

石川県議会委員会条例（昭和三十一年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。  
第十七条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の第十七条の規定は適用せず、改正前の同条の規定は、なおその効力を有する。

議会議案第2号

「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への  
取り組みを求める意見書

本年は、第2次世界大戦の終戦から70年の節目を迎える。

我が国は、日本国憲法に不戦の決意と「世界平和」という理想実現への努力をうたい、70年間、国連を中心とした平和の拡大に真摯に努力してきた。特に、我が国は唯一の被爆国として、核兵器廃絶への取り組みにおいて、積極的貢献を果たさなければならない。

昨年4月、核兵器の非人道性を巡る議論の高まりの中で開催された「軍縮・不拡散イニシアティブ（NPTI）広島外相会合」では、世界の政治指導者の被爆地訪問などを呼びかける「広島宣言」を我が国から世界に発信することができたところである。

よって、国におかれては、一日も早い「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」の構築に向けて、積極的貢献を果たすよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 核兵器国も参加する核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議において、核兵器のない世界に向けた法的枠組みの検討に着手することを合意できるよう、本年開催されるNPT再検討会議の議論を積極的にリードすること。
- 2 核兵器禁止条約を始めとする法的枠組みの基本的理念となる核兵器の非人道性や人間の安全保障並びに地球規模の安全保障について、唯一の戦争被爆国として積極的に発信し、核兵器のない世界に向けた法的枠組みに関する国際的な合意形成を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月18日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
外務大臣	
防衛大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

## 議会議案第3号

### 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書

農業農村整備事業は、「食料・農業・農村基本法」に位置付けられた事業であり、国民が必要とする食料を安定的に供給するための農業生産基盤の整備のみならず、豊かな自然環境や景観の保全、治水等の多面的機能を維持する観点からも欠くことのできない事業である。

しかしながら、平成22年度以降、農業農村整備事業については大幅に縮減され、計画していた事業が進められないなど現場のニーズに十分に答えられていない実態がある。

平成24年度から現政権の下、予算規模は回復をしてきているものの、未だ平成21年度以前の水準には戻っていない状況である。

よって、国におかれては、農業農村整備事業の重要性を評価し、下記の事項について最大限配慮するよう強く要望する。

#### 記

- 1 これまで計画的に進めてきた実施中の事業や実施に向け準備を進めている事業が円滑に進められるよう措置を講ずること。
- 2 今後、これまでに建設された農業水利施設の老朽化に対応した計画的な補修や更新による施設の長寿命化が円滑に進められるよう事業予算を確保すること。
- 3 土地改良事業や農地中間管理機構をフル活用した農地の大区画化の推進及び農村集落が持っている共同体機能を生かした農地、用水、森林、景観、環境などの地域資源の管理を強化するためにも必要な事業予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月18日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
農林水産大臣	
内閣官房長官	

石川県議会